

禁制 武儀郡 神宮寺

一 甲乙人等濫妨狼藉之事、
一 伐採竹木之事、

右条々堅令停止訖、若於違犯之
輩者、速可処嚴科もの也、
依而下知如件、

大永五年六月十九日

(花押影)

(土岐頼武)